

令和 8 年 10 月 5 日

教職員 各位

教育支援課共通教育チーム

学内教職員による共通講義棟 A 等の施設一時使用について（申請方法の変更）

このたび、共通教育が管理する施設の一時使用について、主たる申請方法を Forms による申請から修学支援システムの「教室予約」機能に変更します。令和 8 年度後学期使用分からは、原則として、下記の手順により申請してください。

記

1. 対象施設

- ・ コラボハウスホール
- ・ 共通講義棟 A 各講義室
- ・ 教育学部 4 号館 4 階各講義室
- ・ 愛大ミューズ M21・M22・M31・M 演習室 1・2

※各施設の写真・設備は次のサイトからご確認いただけます。

<https://web.iec.ehime-u.ac.jp/kyositu.html>

2. 申請方法

使用予定日及び申請日に応じて、次の方法により申請してください。

（1）使用予定日が当該学期中の場合

（令和 8 年度後学期の例：令和 8 年 9 月 24 日～令和 9 年 3 月 31 日）

①「学期開始日」から「履修登録確認・修正期間最終日」までに申請を行う場合

（令和 8 年度後学期の例：令和 8 年 9 月 24 日～10 月 5 日）

→Forms により申請 <https://forms.cloud.microsoft/r/GXwHxtpJ2j>

②「履修登録確認・修正期間最終日の翌日」から「学期末日」までに申請を行う場合

（令和 8 年度後学期の例：令和 8 年 10 月 6 日～令和 9 年 3 月 31 日）

→修学支援システム「教室予約」機能により申請

※システム操作方法参考

<https://web.iec.ehime-u.ac.jp/img/staff/kyoushitsuoyaku/sousahouhou.pdf>

※職員の方の教室予約申請用アカウントは、次のフォームから発行依頼できます。

<https://forms.cloud.microsoft/r/w9TM9Fuu6e>

（2）使用予定日が次学期以降の場合

→Forms により申請 <https://forms.cloud.microsoft/r/GXwHxtpJ2j>

3. 申請期限

いずれの場合も、原則として、使用予定日の7日前まで（休日を除く）に申請してください。やむを得ず申請期限を過ぎて使用日直前に申請する必要がある場合は、共通教育チームに直接ご相談ください。

4. 使用可否の連絡

申請後、使用の可否について、共通教育チームより申請者に連絡します。

※本申請によって予約確定ではありません。

※修学支援システム上で空きとなっている場合でも、全体の申請状況等により使用をお認めしないことがありますのでご了承ください。

5. 注意事項

(1)各学期（クォーター）を通じての授業での使用については、一時使用申請の対象外です。従来どおり、各学部の学務チーム等にて取りまとめお申し込みください。

(2)使用実態が申請内容と異なることが分かった場合は、使用の許可を取り消し、または、使用を中止いただく場合があります。

(3)授業・大学の行事を優先としますので、使用許可済であっても、変更・取消等をお願いする場合がありますのでご協力ください。

（問合せ先：教育支援課共通教育チーム shokyotu@stu.ehime-u.ac.jp）